

住 づ 第 86 号  
平成 27 年 6 月 8 日

公益社団法人静岡県建築士会会長 様

静岡県くらし・環境部建築住宅局  
住まいづくり課長

建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して  
請求することのできる報酬の基準の施行について（通知）

建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成 27 年国土交通省告示第 670 号）が平成 27 年 5 月 25 日に公布され、平成 27 年 6 月 5 日付け国住指第 4892 号により国土交通省住宅局長から、別添のとおり技術的助言が通知されたので、貴団体の会員等に対する周知につきまして、御協力をお願いいたします。

担当 宅地建物班 成田  
電話 054-221-3072